

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第8回（仮称）津市久居ホール管理運営検討委員会
2 開催日時	平成30年2月28日（水） 午前10時から正午まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 6階62会議室
4 出席した者の氏名	<p>（（仮称）津市久居ホール管理運営検討委員会委員） 竹本義明、山田康彦、加藤久</p> <p>（（仮称）津市久居ホール整備に係るアドバイザー） 大月淳 （支援業者） 株式会社シアターワークショップ 小林弘幸、景山さやか （事務局）</p> <p>文化振興担当理事 山下佳寿 文化振興担当参事 小柴勝司 文化振興課文化ホール施設担当副参事 水谷隆彦 文化振興課文化ホール施設担当副主幹 岡田東久</p>
5 内容	<p>(1) 建築工事のスケジュール等について</p> <p>(2) 室の名称、会議室の位置について</p> <p>(3) 施設の名称について</p> <p>(4) 前回の検討委員会での意見聴取について</p> <p>(5) 管理運営計画について</p> <p>(6) その他</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	3人
8 担当	<p>スポーツ文化振興部文化振興課文化ホール施設担当</p> <p>電話番号 059-229-3202</p> <p>E-mail 229-3250@city.tsu.lg.jp</p>

議事の内容 次頁以降のとおり

事務局(岡田)：皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただ今から「第8回(仮称)津市久居ホール管理運営検討委員会」を開会致します。皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の会議は12時までを予定しております。それから、傍聴の方に記者さんがおりますが、この会議の方の写真撮影とこの会議内容の録音について申出をいただいておりますのですが、それをお認めするという形でよろしいでしょうか。

一同：はい。

事務局(岡田)：ではそういう形でお願いしたいと思います。それでは開会に先立ちまして、文化振興担当理事の山下がご挨拶を申し上げます。

事務局(山下)：改めまして、皆様おはようございます。本当にお忙しい中、第8回(仮称)津市久居ホール管理運営検討委員会にご出席賜りましてありがとうございます。これまで、ホールの設計にあたりまして、色々ご意見いただきまして、また管理運営についても色々アドバイスをいただきまして本当にありがとうございます。建物の建築についてですが、昨年5月末に実施設計が完了したという事で、このことにつきましては前回ご説明させていただいた通りでございますが、前回以降、駐車場用地の取得に向けて取り組んできた中で、用地の取得につきましても、地権者の方からホール建設にあたり温かいご理解をいただきまして、昨年10月30日に市議会の臨時会を開催しまして、取得議案についての議決をいただき、全ての用地が任意取得として完了致しました。その上で、その時の臨時会で建設に係る予算についても補正予算として議案の提出を行い、合わせて議決をいただきました。その後、入札に向けた取り組みを進めてきて、今月開催されました市議会臨時会において、契約議案の議決をいただき、本契約に至ったところでございます。本日は今後の建設に向けてのスケジュールのご報告や、ホールの名称、また一番大切な管理運営計画につきましても、本年度中に市としての案をとりまとめていくこととしておりますが、本日ご出席をいただいております大月アドバイザーさん、またシアターワークショップさんにも、ご意見やアドバイスをいただき、市として今回全体の案が固まってきました。前回以降の主な変更点につきましても、本日ご説明させていただく予定をしております。限られた時間ではございますが、市としての方針を決定していくにあたり、改めて本日アドバイスをいただけますよう、本日はよろしくお願い申し上げます。その上で、皆様には本当にお忙しい中ご無理をお願いして次回3月27日に開催をお願いしておりますこの検討委員会におきまして、市としての最終的な案をご報告させていただき、当検討委員会としての区切りとしたいと考えています。その後につきましては、議会にもこの計画を示して、市として計画を確定していきたいと考えております。本当に限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局(岡田)：それでは、まずお手元に配布いたしました資料の確認をお願いいたします。まず、「事項書」があるかと思えます。その次に資料1としまして、カラー刷りの資料です。それから資料2としまして、A3のこの平面図。それから、資料3としまして「名称の位置づけ」という市内のホールの名称の一覧をまとめたもの、資料4としまして前回の検討委員会で意見を求めたところの、委員の皆様から頂いた意見をまとめた表となっております。それから、次に資料5としまして、管理運営計画案、この5つの資料となっております。よろしいでしょうか。それでは開会に当たりまして、委員長からご挨拶をいただきたいと思えます。竹本委員長お願い致します。

竹本委員長：皆様おはようございます。昨日の建設検討委員会に引き続きまして、今日は管理運営検討委員会ということで、来月末には合同の委員会が予定されておまして、これでひと区切りがつくものと考えております。約4年にわたりまして、建設に向けて検討を重ねていただきましたが、ようやく見えてきたのかなという思いがあります。本日の委員会におきましても是非活発なご意見をいただける様をお願いを致しまして、ご挨拶とさせていただきます。

事務局(岡田)：ありがとうございます。まず、会議の成立について確認させていただきます。管理運営検討委員会につきましては、委員5名中現在3名の委員に御出席いただいております。管理運営検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の方に御出席いただいておりますので、委員会が成立しておりますことをご報告させていただきます。それでは、委員会設置要綱第6条第1項において、委員長が、議長を務めていただくことになっております。竹本委員長、議事の進行につきましてよろしくをお願いいたします。

竹本委員長：はい。それでは、議事に入らせていただきます。本会議につきましては、津市の情報公開条例第23条の規定に基づき、公開とし、一般の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては、発言者の氏名を含め、公開することとなりますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。また、議事録につきましては、津市のホームページで公開させていただきますことをご了承願います。それでは、事項1「建設工事のスケジュール等について」事務局の方から説明をお願いします。

事務局(水谷)：文化振興課文化ホール施設担当水谷です。よろしく申し上げます。先程冒頭の挨拶の中で、山下理事の方から説明がありましたけれども、私の方からは入札等の結果について報告させていただきます。1月29日の入札で建築工事の方は3,386,296,800円で日本土建・アイケーディ特定建設工事共同企業体、電気設備工事につきましては、843,426,000円で中央工事・カンキョー特定建設工事共同企業体、機械設備工事につきましては691,869,600円でダイダン・カンキョー特定建設工事共同企業体が落札し、仮契約を締結後2月16日の臨時会で議決いた

き本契約となりました。また工事着手に向けて、仮設計画や工事スケジュールなどについて、地元説明会を3月中旬に実施し、余裕期間を経て、4月から着工します。工期はいずれの工事も平成32年、2020年の1月31日までとなります。完成後開設準備などを経て、6月の供用開始に向けて進めていきます。ご報告は以上でございます。

竹本委員長：ただ今、説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんか。具体的な金額も出て参りましたし。よろしいでしょうか。それでは事項書2、「室の名称及び会議室の位置について」、まず会議室の位置について事務局からご説明をお願いします。

事務局(水谷)：お手元資料2をお願いしたいと思います。1階平面図の北側の入口にある会議室についてですが、平成28年10月28日の建設検討委員会、同月29日の管理運営検討委員会において、会議室の位置を変更する旨を説明いたしました。平成28年10月の会議のおさらいとなりますが、事務局としましては、地元自治会の調整の中、会議室は欲しいという要望を受け、設計を進める中で1階に配置しております。また10月の時点では、どのような管理運営形態がされるかわからない状態のため、市民サービスコーナーと久居ホールサービスセンターは、行政側の機能として、連携が図りやすいということと、外部の方も入る可能性もあるため、守秘義務の観点から図面の位置としました。委員の方からは「北側入口が閉鎖的にならないように」との考え方をいただきました。車でお越しいただいた方は、一番入りやすい北側から入るので、カフェと市民サービスコーナーが顔としての在り方が求められたということ。それから、市民サービスコーナーと久居ホールの開館時間や開館日が変わってくる可能性があり、「市民サービスコーナーを独立して利用できるようにすべきだ」という点で入口に一番近いところに持ってきたという趣旨がありました。また、会議室については、前回市民サービスコーナーと久居サービスセンターとの間に位置し、バッファゾーンとしても考えられていました。「会議室は四角くない為使いにくい。市民サービスコーナーと、久居サービスセンターとの関係が密接だとして、間に会議室があっても10m程度なら、別にいいのではないか。」「駐車場から一番近い出入口から入ってきて、いきなり会議の室名と会議室があるイメージが出てくるというのはどうなのか。」「来館者が全部奥に回されていくようになってしまうのではないか。」という意見をいただきました。これらのご意見をいただいた時点では、管理運営形態は直営か指定管理かはっきりしない状態でしたが、久居ホールの管理運営については、指定管理者による運営を行うことを前提として管理運営計画の策定を進めているところであり、その中で、市と指定管理者の関係、連携を優先することとし、繰り返しくなりますが、自治会から会議室が欲しいという要望もありまして、行政機能として貸館ではない部屋が必要、その他に空間に閉鎖感をなくすように通路にピク

チャーレールを設置いたしました。この図面のとおりで進めていきたいと考えております。ご説明は以上でございます。

竹本委員長：はい、ありがとうございます。久居ホールサービスセンター、市民サービスコーナー、会議室、この3つの位置付けが色々ご議論ありましたけれども、最終的にこのような形にさせていただいたということで、このことについてご意見、ご質問はございましたらお願い致します。

山田委員：すみません。最後におっしゃっていたピクチャーレールというのはどこに設置されるのでしょうか。つまりは会議室とサービスコーナーとサービスセンターが行政機能だということで、指定管理からは外してというお考えですよ。

事務局(水谷)：1階のひさいアートストリートとあるのですが、こちらの壁面を、会議室の壁面や市民サービスコーナーの壁面、久居ホールサービスセンターの壁面を利用した形の中でピクチャーレールを設けております。

山田委員：それは区切れるということはないのですか。ここからは行政機能で、ここからは指定管理という特別な物理的な区切りはないのですか。

事務局(水谷)：今のところそのような区切りは設けておりません。

事務局(山下)：休みの時の壁の話をしてください。

事務局(水谷)：すみません。当然ホールの休館日と行政のサービスコーナーとの休みの日が違うと思うのですが、そこはここのひさいアートストリートの部分にてシャッターで区切りまして、奥のホールの部分に入ってこられないように、車でお越しになられたら北側の特にホールが休館ですと、この辺りに停められると思うのですが、ここに停められた方は一番近い入口を利用していただいて、行政機能を使っていたかという形です。

山田委員：そうすると、市民サービスコーナーと、会議室がある意味で別個の空間としてできるという様な感じになるのでしょうか。

事務局(水谷)：はい、そうでございます。

竹本委員長：よろしいですか。他にご質問、ご意見はいかがですか。

大月アドバイザー：今日は建築がご専門の方がいらっしゃらないということで、その建築の立場から、またアドバイザーとして最初からの経緯が分かっている人間として発言させていただくのですが、先程のご説明の中で、会議室が「バッファゾーンとしても考えられていた」というご説明があったと思うのですが、事務室(久居ホールサービスセンター)が当初の予定の面積からすごく削られているのです。事務室は物も増え、拡張する必要が出てくるかもしれない。そういった部分で隣合う会議室の壁を取っ払えば事務室にできるという様な、調整空間としてという趣旨で会議室をバッファゾーンということでは言っていました。今日全般の話に関わると思うのですが、「劇場法に基づく施設をつくる」というのが今回このプロジェクトの大きな柱になっていたはずで、その部分が実現できるように進行しているかとい

うことが問われる訳です。その部分で重要な事務室に関わるバッファゾーンとしての役割が果たせなくなっているということが大きな問題として、幾度か過去に言われたことがあったのですが、未だにそのことが残っているということだけ今補足としてご説明させていただきます。

竹本委員長：はい、ありがとうございます。

山田委員：そうしたらそれは、例えば市民サービスコーナーの面積が足りなくなるから会議室部分を利用して拡張するという意味で考えたのでしょうか。それともホールの方の面積が、例えばサービスセンターなどが、面積的に足りなくなるので会議室を少し利用して拡張するという意味で考えられたのでしょうか。後者の方でしょうか。それが難しくなって今になったということでしょうか。

大月アドバイザー：そもそも、会議室というものが想定されていなかった。市民活動室という形で2階にあって、それでよいとなっていたのですよね。それが、ここにいるという形になったので、それを捻出しなくてはいけないとなると、床面積はもう決まっているので、あとは引き算で、会議室の部分を取ると事務室（久居ホールサービスセンター）が減りますよねという話で、当初の設計者選定の時は150㎡ぐらいでしたが、今は何平米ぐらいでしょうか。

事務局(水谷)：83㎡になります。

大月アドバイザー：久居ホールサービスセンターが半分近くになっている。まさに「劇場法に基づいた施設」として一番要となるスタッフがいる空間、そこが半分近くになっているということです。ちなみに何人くらい今スタッフが入る計算をされていますか。

事務局(水谷)：今の計画では12人を予定しています。

山田委員：前は市民サービスコーナーのところに会議室があれば少し融通を効かせられるのだけど、しかし今回はそういう訳にもいかないということなのですか。

大月アドバイザー：はい、そういうことです。

竹本委員長：悩ましいところですね。他にはご意見、ご質問よろしいですか。それでは、次の室の名称について事務局から説明をお願いします。

事務局(水谷)：同じく資料2をご覧くださいと思います。平成28年10月28日の建設検討委員会、同月29日の管理運営検討委員会において、部屋の名称を変更する旨を説明致しました。事務局といたしましては、音楽練習室は、機能的には1、2は同じ、3はバンド練習用となり一緒の並びではおかしいのではないかと、また、音楽練習室という名称なら、ミュージックで良いのではないかとということで、音楽練習室をミュージックルーム1、2、バンドルームとしました。アトリエについては、今から使ってもらう世代にアトリエとした方が受け入れやすいのでは、ということで名称を変更しました。ピアノルームについては、ピアノ庫1、2とありましたが、2は、練習用に開放するため、ピアノルームとして皆さんに使ってもら

えるようにしております。カルチャールーム1、2、3につきましては、以前は市民活動室、体験交流室、マルチルームとなっていました。市民活動室が1階に移動したことにより、市民活動にも文化交流にも使える方がよいのではということで、大きな違いがなければ、目的を分けるよりも現代的にカルチャールームとしまして、1、2、3としました。楽屋兼会議室は、ミーティングルームとして使ってもらおう。大勢の出演者があれば、楽屋としても使ってもらおうということで、部分的には舞台ホール関係者の会議室、ミーティングルームとしての位置付けで、市民に受け入れやすいネーミングとしました。委員の方からは、「これから管理運営を検討するときにこの部屋は何を意図していたのか、名前から判別できない為、混乱するのではないか」、「基本計画できちんと練った物をベースにしていく訳なので、趣旨がずれないようにしていただきたい」、「ミュージックルームをバンドルームという名前にした事によって、逆に用途が限られた印象を受ける気がする」、といった意見をいただきました。多目的アートルームにつきましては、前回の検討委員会で名称変更の説明をしたところですが、展示場所としても必要だというのが地域の思いとして重要事項であったということで、「多目的アートルーム」として色々な方が公平に使えるという多目的という形で、整理しております。名称については、平成28年10月、図面で部屋名を表した資料を示しましたが、平成29年8月委員会において、管理運営計画書の中に施設の主な機能として基本計画を踏まえた用途を盛り込んでおり、計画の用途・機能を満たしているものと考えております。ここの室名は市でわかりやすい様に整理しております。市としましては、条例を制定していくにあたり、この室の名称を基本として設定して行きたいと考えております。ご説明は以上でございます。

竹本委員長：はい、ありがとうございます。全体にミュージックルーム、カルチャールーム、ピアノルーム、ミーティングルーム、多目的アートルームということにさせていたいただきましたが、いかがでしょうか。ご意見があればお願い致します。

山田委員：確認の為なのですが、そもそもまず音楽系のバンドルーム、ミュージックルーム1、2、ピアノルームというのと、カルチャールーム1、2、3とある訳ですけれども、それぞれの中のでのつくりや、仕様の違いというのをどういうふうに分けることによって名称も音楽用と文化という様に分かれているのか、仕様上何か工夫が目的に合わせた形で考えられているのかということですね。ミュージックルームとバンドルームが分けてある訳ですけども、前はもう少し細かく分かれていた様な気がします。例えばバンドルームとミュージックルームは仕様が違うのだという様なことで、ある程度説明ができるのでしょうか。

事務局(水谷)：はい。すみません。こちらの資料1の7ページの上の部分と11ページの下の部分に、それぞれ1階の平面図と2階の平面図で主な部屋の仕様が記載しております。先程言われましたミュージックルーム1、2とそのバンドルームの違い

ということなのですが、まずバンドルームについてはミュージックルームとは違う防音効果を備えまして、ドラムやアンプ等大音量の演奏ができる部屋となっております。ミュージックルーム 1 と 2 はそこまでの音量への防音対策はできていなくて、生楽器の演奏を対象とした練習スペースとして 1 と 2 は考えております。

山田委員：ではミュージックルームは一定の防音はあるのだけれども、バンド程ではないということでしょうか。

事務局(水谷)：はい、そうです。すみません、少し誤解を招く発言でした。

山田委員：カルチャーの方は何かあるのですか。

事務局(水谷)：カルチャールーム 1 ですが、前は市民活動室として自治会の関係で考えていたのですが、今回 1 階にもっていくということで、文化芸術の活動に使ってもらえる部屋として、一般的な 1 と 3 はそう考えているのですが、2 につきましては茶道の方のご意見もありまして、そういう水場を設けまして茶道等が出来るような用途として、また部屋も間仕切れる様な事を考えて、カルチャールーム 2 としております。

山田委員：例えば、踊りが出来たり、鏡が張られていたり、そういう様な部屋はないのですか。

事務局(水谷)：鏡はカルチャールームなどには、今のところ設置はないですけれども、資料 1 の 7 ページで、多目的アートルームというのがございまして、こちらには鏡が付いて自分の姿とか見えるような形になっています。

山田委員：このかなり広いところに鏡が付いているということですか。

事務局(水谷)：はい、付いています。

竹本委員長：はい、よろしいですか。他には。はい、どうぞ。

大月アドバイザー：これも劇場法絡みの話をさせていただきます。細かい話は色々あるのでそれは割愛します。今ちょうどお話に挙げた多目的アートルームは、以前スタジオと言っていた部分で、これまでの委員会でも変わることによって創造性のニュアンスが消えるということ、松本委員も仰っていたと思います。劇場法に基づく施設として、今ちょうど出たダンスなどをやると言うのもそうですが、スタジオというのはまさに実演芸術を担う空間としてかなり重視されていたのです。それに対応してこちらにブラックボックスと言われる劇場に対応するような空間があり、これに対してホワイトキューブと言われるギャラリーがもうひとつあるということで、そういう形で 2 つペアのような形で存在していたのに、先程の説明の様に展示がクローズアップされたということで、名称変更された。これはまさに趣旨替えをしていく話を指摘することになるのですけれども、問題ではないかと思えます。劇場法に基づいて、単なる貸館ではなくてものを造っていく、日常的な実演芸術に関するサービスをする施設をつくるという意味で要の空間であったはずなのに、

その名前が展示に重きを置いて変わってしまうというのは趣旨替えではないのですかという問題です。

竹本委員長：名称に伴って、部屋の仕上げ、特に音を出すものですからある程度防音がきちんとされているのはバンドルーム、エレクトリックな楽器の演奏ですね。他はどちらかというとアコースティックの部分だろうと思います。あともう1つは今の多目的アートルームが問題としてもなかなか解決は難しいのかなというところで、実際に開館して使ってみてどういう団体の方が多く使われるのか、会館の利用状況と言いますか、取りやすさ、取れなければ公民館に行くでしょうし、取りやすければここを使っただいて、そのような場合に利用する団体の要望もある程度聞いていきながら、それなりの備品も揃えていくことが必要になってくるかもしれないですね。先程の鏡でも本当の鏡ではなくて、簡易のもので本当に薄いラミネートのような、当たっても怪我をしないような簡易なものもあります。

大月アドバイザー：建築の話で、ここにパースが出てきているのですが、ホワイトキューブとブラックボックスがあり、ここがギャラリーで、元々ここ、今は黒塗りになっているところに「STUDIO」という表示があり、空間デザインとしても「STUDIO」「GALLERY」と美しくなっており、そこは設計者としても意図していたところでしょう。その辺は本質ではないのですが、そういう空間の質というのも、一方で今は問われている時代で、多目的アートルームをどういう表示にするのかというのは、黒塗りにされているだけで示されていないので、どうなるのか分からないという状況になっているということです。未整理なまま。

竹本委員長：未整理ですが、おそらくここが今回このホールが一番の目玉になるのかなと思います。美術と音楽と両方固定的に使おうと思ったのを融合されて使っていくということになり、まさしく今後の時代にふさわしい空間になっていくのかなという気はしています。

山田委員：多目的アートルームの方は、前はスタジオだったということで、先程鏡の話を見せていただきましたけど、他のミュージックルームはある程度音の対応がされているということでしたが、多目的アートルームの方も音への対応はされているのでしょうか。

事務局(水谷)：されています。

山田委員：なるほど。では他のアートルームとは少し違うということですね。

竹本委員長：ちょっとしたピアノの発表会のようなものも良い訳ですよ。

事務局(水谷)：展示もそうなのですが、それ以外にもサブスペースというか、小ホール的なことも考えております。防音の方の対策も出来ております。

竹本委員長：よろしいでしょうか。とりあえず次に進めたいと思います。続きまして、事項書3「施設の名称」についてお願いします。

事務局(小柴)：文化振興課の小柴でございます。よろしく申し上げます。着座にて失礼致し

ます。施設の名称ということでご説明申し上げます。建設工事の目途も立ってきたということで、供用開始に向けて着々と事業を推進していくこととなりますが、施設の名称も今は（仮称）津市久居ホールと、仮称のままとなっております。今後施設の条例の制定や施設の広報を行っていくにあたり、そろそろ名称についても決めていなければならぬというそういう状況になっているところでございます。津市久居ホールという名称につきましても、久居ホールはホール機能だけではないということで、展示等の機能もあるということで、そういう部分があるということと、以前の整備基本計画の会議でもありましたが、ホールが全体を指しているのかホール機能を指しているのかわかりにくいという議論がございました。また、議会の方でも指摘があったのですが、最近近隣の葬祭場でよく似た名称の施設があるということで、その辺も紛らわしいということで、名称の整理をしていく必要があるという状況でございます。またこれまでの経過の中では久居ホールの名称ということに関して、松本委員や議会からネーミングライツのご意見もあったところでございます。資料 3 の方になります。こちらの市内の既存のホール施設の一覧について、付けさせていただいておりますが、既存のホールについて地域の名前の付いている、当然合併の経過もございますので地域と名前が付いている現状もあります。また先程来からありますように、合併 20 事業ということでこの施設、津市全体の文化振興の拠点としての施設でもありますが、合併 20 事業のひとつでもあり、旧久居市民会館に代わる地域のホールであるという側面もあるということ踏まえて、実は昨年 12 月に市の考えとして久居地域で名称を公募して、久居地域に審査員をお願いして選考してはどうだろうかという考えを、大月アドバイザーの方にもお示したところでしたが、これについて大月先生の方からは大きく 2 つのご意見をいただきまして、名称に関しては名が体を表すような適切な名称設定の必要性があるのではないかとということで、名称については整備基本計画や管理運営計画と対応することが重要であるということ、また劇場法に基づく施設ということであるので、劇場法との整合性が必要ではないかと考えております。それからまた、近年重要視されておりますブランディング、これについては経営上の戦略としてブランドの構築や管理を行うといったことや、イメージや信頼感といった個性をつくり上げるものということにおいても、施設の名称は核となるので重要であるということ、それから大きなふたつ目として、手続きの公正性と透明性を担保する必要性という部分で、公正性と透明性を担保する仕組みの中核をなす、こちらの管理運営検討委員会や建設検討委員会に対しての正しい認識が必要であるし、また久居地域のみならず、全市的な施設であることの認識も必要であるというご意見をいただきました。先程の資料 3 にあります施設名称のこの真ん中の名称をどのように決めていくかということなのですが、事務局の考え方としまして先程少し触れましたネーミングライツにつきましては収入が得

られるものの、5年ぐらいで名称が変わってしまう可能性があったり、施設の場所や目的が分かりにくかったりといったデメリットもございますので、久居ホールだけではなくホール全体的な課題として、収入確保の観点から全市的に重要な取組であることから、今後、意見聴取を行いながら、これについては導入の可否について整理していきたいと考えております。そうしまして、施設の名称につきましては施設のPRや愛着を少しでも持ってもらうという目的もあることから、先程から申し上げている様に、久居地域を対象とした公募により名称を選定していただくかというように今現在考えております。公募に際しましては、整備基本計画、管理運営基本計画、劇場法といった趣旨をしっかりと伝えた形で行っていきたいと思います。委員さんの方、また市の方それぞれ意見を聞きながら、最終的には市として判断して決めて参りたいと考えております。この名称に関してはまたご意見いただければと考えております。説明は以上でございます。

竹本委員長：（仮称）津市久居ホールの正式名称につきまして、地域の方に公募をかけて地域の方に選んでいただくと、またネーミングライツについては今後の検討課題ということで、ご説明いただきました。はい、どうぞ。

山田委員：時間的な見通しはどのような感じでしょうか。

事務局（小柴）：設置条例の方を、年度明けて9月には条例を議会の方へ提案していただかなければならないのですが、先程指定管理とのスケジュールとも含めて逆算していくと、9月がリミットだと思います。年度明けて早々には作業に取り掛かっていただかなければならないと考えております。

山田委員：9月までには決めるということですか。

事務局（小柴）：はい、9月までには決めていただかなければというスケジュール感を今もっております。

山田委員：特に久居の方を中心に市民の方々に公募していくというのは、私も賛成で、とても良いと思っております。

竹本委員長：他にはよろしいですか。はい、どうぞ。

大月アドバイザー：昨日も議論があった話で、正式名称と愛称を分けて考えるべきだという話があります。私の意見として先程読み上げていただいたのは、正式名称はまさに名は体を表すという、自分の子どもに名を付ける様なことを引き合いに出すのは適当かどうか分からないですが、一番思いを込めて一番理解をしている人が正しい名前を付けるという話があって、愛称というのは地元の方々に愛着を持っていただくために付けていただくということで、通常たいてい分かれているという話ですよね。それを正式名称一本でやろうとしているのがここの特異性で、昨日もシアターワークショップさんの方から他のところでも全くない訳ではないけれども、稀な例であるというご説明がありました。

山田委員：例えば、今大月アドバイザーの話からすると、正式名称と愛称と、この資料から

見るとホール名称というのがありますよね。だからそうすると、場合によっては3つの名前が重なってしまうということになります。私としては全体に施設名称もそんなに固くしないで、ホール名称が皆さんに愛されて呼ばれると良いという感触は持っています。名称がたくさんあると複雑になってしまうように思います。

大月アドバイザー：今のところ、ホール名称の話は出てきていなくて、しかしおっしゃる通りにホール名称もまた公募とかという話がでてくるので。

山田委員：ああ、そうですか。ホール名称については別に考えてはいないということなのでですね。

事務局(小柴)：そういう考えもありますが、今現在としてはホール名称を別にというのは考えていない状況でございます。

大月アドバイザー：ひとつ、それこそ山田先生にこれはご説明していただくのがいいと思うのですが、先程読み上げていただいた私のコメントの中に、ブランディングという話があり、身近なところで一番それをしているのがMieMu(みえむ)ですよね。MieMuは山田先生がよくご存じで、そこはロゴのデザインとかも含めて施設のカラーを明確に出しているという。

山田委員：はい、やはりあれはぜひぶん考えて、確か当然募集もして、ただ一番多かった意見とは単純にいかなかったと思いますね。やはり選定委員の間でこれがいいという様に決めて、MieMuという愛称を皆さんにご意見をお聞きした聞きしたという形ですね。

事務局(山下)：まず一番基本となる本来の施設の名称を決めていくということで、今ご説明したような考えでおります。所謂愛称の方ですけれども、ネーミングライツのときは、愛称の方でネーミングライツを取っていて所謂条例上の名前は変わっていないということ。ネーミングライツ自体を条例上の名前にしたら、5年の契約なので、5年ごとに施設の名前が変わってしまうのでそれは違うでしょうということで、大体愛称で募集しているということでございます。今は本来の施設の名前についても、お手元の資料の3にもありますように、合併した市町村の中に公募というのは津市はやっておりまして、ただ大月アドバイザーからいただいております、劇場法を踏まえているという、そここのところはやはりきちんとお伝えした上で、公募するにしても、そこはきちんと応募に際してというところできちんと書いた上で、していくのかと考えております。お話しいただいて、確かにそういうところもあるという、そんな形で今考えている訳ですけれども、色々いただいたご意見も踏まえて今後整理をしていきたいと考えております。

竹本委員長：ここで確認したいのは、施設名称を決めていくと。その場合には方法としては、久居地区の住民の方を中心に公募で決めていくと。それは条例との関係もありますので今年度の9月を閉め切りとしてそこまでに作業を終わらせるということですね。

山田委員：そうしますと、場合によっては愛称もその後募集ということもあり得るということで、何しろ正式名称を9月までに決めるということですよ。

事務局(小柴)：はい、そういうことでございます。条例上の名称をという話でございます。

竹本委員長：よろしいでしょうか。それでは、続きまして事項書の4ですが、「前回の検討委員会での意見聴取について」ご説明をいただきたいと思っております。

事務局(小柴)：それではお手元の資料の4、また資料5も合わせてみていただくことになると思っております。こちらA3横版資料4でございます。前回の検討委員会では建設、管理と合同で行い、情報ラウンジ、カフェ、地域の活性化や指定管理者との関係についてまた意見が頂ければとお願いしたところ、竹本委員長、加藤委員、山田委員、靱山委員からそれぞれご意見いただきました。その対応という形で、細かい字になっておりますが、右側に対応という欄にて現時点での市の考え方ということで、お示しさせていただいております。まず、情報ラウンジにつきまして、竹本委員長、また山田委員から職員の配置、相談の場に関してご意見をいただきました。こちらについては、資料5の計画書の30ページのところをご覧いただきたいのですが、こちらの30ページの下の方になります、4の情報ラウンジというところ、こちらの方で文化芸術活動を行う相談の体制を整える旨、記載しております。これにつきましてはこれから活動したい人への案内や、施設利用に対するアドバイス、地域情報の提供など利用者、来館者に親しまれるスタッフの配置について指定管理者に求めていきたいと考えております。それからまた、加藤委員・山田委員から周辺地域情報の取扱についてというところでご意見をいただいております。こちらも同じく30ページで、周辺の物産・商店などの地域情報をということで記載しております。それから、山田委員から展示利用に関する意見をいただいております。市展の展示方法については、実行委員会と調整を図っていきたいと考えております。それから、靱山委員からは公演の周知に関してご意見をいただきました。公演に関する予備知識が得られる情報を発信し、利用者、参加者の増加を促すことも取り組んでまいりたいと考えております。次にカフェについてですが、これにつきましては、催し物が無い時でも、市民が気軽に立ち寄り、情報交換や交流ができる親しみのある憩いの場として施設のにぎわいづくりといった趣旨から、指定管理者の事業のひとつとして、取り組んでいきたいと考えております。3行目になります活性化についてですが、加藤委員からは地域の人において、話し合いの場が必要との意見をいただきました。これにつきましては先月の1月26日に地元商店連盟の方と活性化に向けた今後の取組につきまして、話し合いの場を持ちました。その際にはシアターワークショップさんに作成いただいた、商店街と連携したまちづくりの他市の取組事例の資料を説明し、今後文化団体や地域と一緒に活性化に向けた話し合いの場を持ちたいというその旨説明いたしました。その会議においては「駅からホールまでバス路線の確保」であるとか、「中勢バイパスからの案内標識を設置

はどうか」とか、「商店連盟が空き店舗を借りて活用ができる橋渡しができればと考えている」とか、「今後、話し合いをする場を是非つくって、まちのための機運が高まればありがたい」といったご意見いただきましたので、今後は検討事項や進め方について詰めていきたいと考えております。それから靫山委員からの地域物産の販売について、こちらも取組事例の一つとして検討していきたいと考えております。4行目になります、指定管理者との関係につきましては、竹本委員長、加藤委員からは、指定管理者に任せることが望ましい旨の意見をいただいております。また、山田委員や靫山委員からは、市が考え方をしっかり示すとか、審査会でビジョンをチェックするといった意見をいただきました。これにつきましては資料5の計画書24ページになります。こちらの方で指定管理者の旨記載しておりますが、民間事業者のノウハウを活かし、弾力性や柔軟性のある運営とサービス提供を行う必要があるということを書かせていただいておりますが、山田委員や靫山委員の意見にもございますように、市が考え方をしっかり示していくと共に、定期的に市と戦略企画会議を開催し、市の考え方をしっかり伝えていくと、その様に記載させていただいております。変更点につきましては、説明以上でございます。

竹本委員長：前回の検討委員会で4項目にわたって意見をいただきました。そのことについての対応についてご説明いただきました。そのことについて何かご意見、ご質問ございませんか。

山田委員：一点だけ、指定管理の件です。そこで市の考え方の根っここのところ、つまり津市ならではのホールなのだというビジョンをきちんと示していく、そういう中で指定管理の方も三重県の中のどこかと横並びということではなくて、津市ならではの独自の文化創造活動を開拓して生み出していく拠点としてちゃんとビジョンをもって進んでいっていただくということがとても大事だと思っているので、出来ればどこかにそのようなニュアンスも入れられると良いと思っております。

事務局(山下)：まさしく、劇場法ができて以来の初めて津市で設置する施設でありますので、今までのホールとは違うというところで思っております。この委員会の方でもシアターワークショップさんからのご提案もあり、11ページの方をご覧いただきたいのですが、今まさしくおっしゃっていただいたのは、津市久居モデルという議論が以前の委員会であったように、こういう事を計画書の方にきちんと記載しておりますので、今後最終的に指定管理者でという決定があれば、当然このことは踏まえてということで、応募要領や要求水準にきちんと書いていく必要があるかと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

加藤委員：地域の活性化についてなのですが、地元の商店街の方とも話し合いの場を持っていただいた様なのですが、今后来年度からオープンディスカッション等、そういう手法を用いて色んな文化団体であったり、自治会の方であったり、地域の住民の方交えて、話し合いの場をもっていかれて、段々とどういったまちづくりにしていく

ということを今後話し合いを進めていくと思うのですが、その辺は具体的なもうスケジュール等、その辺は大体決まっているのでしょうか。

事務局(小柴)：まだ具体的に何月に何をするという事は、そこまでは詰め切れていない状況ですが、やはり今回施設を核としてまちづくり、地域の活性化となると、商店連盟さんのお力を借りなくてはならないということで、あまりことを急いで行政の側だけ突っ走って、商店の側が付いて行けていないような状況になっても、また進まない話なので、何度か商店連盟さんの話にも入りながら、後で方向性を見出して行ければと考えております。ここにも書かせていただいておりますオープンディスカッション等、当然地域の方、文化協会の方に入っていた形のこともちたいと思っております。ひとつの形としてこういうことを踏まえてシンポジウムのものも、意識醸成のためにやっていきたいと考えております。今まだ具体的な日程まではないということでご了承ください。

加藤委員：第1回目の1月26日の感触的にはいかがでしたか。

事務局(小柴)：このときはまだ各4商店の会長さん達だったのですが、前向きなご意見をいただいておりますので、その方向で進めさせていただければなど感じているところがございます。3月にもまた再度改めてということで一応予定は取らせていただこうかと考えておりますので、徐々に進めていきたいと考えております

加藤委員：それともう1点すみません。この久居ホールもそうなのですが、久居の駅東の部分の開発、駐車場の関係であったり、前の久居市民会館の跡地が防災公園兼ねた公園の整備であるとか、ということもされますし、あと久居の地域振興の方で進めております高通公の350周年記念の記念事業であるとか、色々久居地域で今後新しいものができたりですとか、そういった文化のイベントとか行事が重なってくると思いますので、それとうまく連携しながら地域の活性化もあわせて進めて行っていただくと相乗効果的に良くなっていくのかなと考えもありますので、その辺うまく調整取っていただいて、進めていけたら良いと思っております。

事務局(小柴)：はい、留意したいと思います。

竹本委員長：他にはいかがですか。この1か月2か月ぐらい前に三河の市民会館で、今流行りの声優を使った舞台で2回公演があって、全国から若い人達が来て、何よりも地域の商店街がすごくにぎわって、お客さんが入って、喜ばれたという話をつい最近聞きました。今全国から来るのですね、本当に自分の好きなものでしたら、追っかけみたいな形で。では次に事項書の5ですね。管理運営計画についてご説明よろしくお願い致します。

事務局(小柴)：管理運営計画につきまして、前回からの主な変更点ということでご説明申し上げます。全般的な修正としましては、大月アドバイザーからもご指摘をいただき、用語の整理等行っております。まず、表紙を1枚めくっていただきまして、目次でございます。以前は第3章で施設運営計画、第4章で施設管理計画という並びで

ございましたが、この計画が管理運営計画という名称でもあるため、この 2 章を合体させ、第 3 章で「施設管理運営計画」とさせていただきます。それから 4 ページから施設の主な機能として書かせていただいておりますが、その中で 5 ページになります。こちらで支所サテライト機能である、市民サービスコーナーについて以前は記載が無かったのですが、機能を明確化するため、追加しております。内容の部分では、11 ページご覧いただけますか。こちら 11 ページから事業の方針を記載しております。これは前回の検討委員会で、整備基本計画の基本理念である、実演芸術を振興する、それから独自性ある文化芸術の創造と発信を行う、学びと交流を促進する、地域再生と活性化に寄与する、この 4 点があって、その一番中心にあるのは当然劇場法における実演芸術を振興するというのがトップにありまして、管理運営計画の方で新たに貸館事業や自主事業の方針など、整備基本計画以外の方針もありました。これらに関連付けるという視点と、個々の細かい事業は予算も定まっていない中で書けないにしても、ある程度この方針を実現していくためにはこのようなことをしていこうという、そのような組み替えを行いました。整備基本計画における基本方針に、この管理運営計画による自主事業、貸館事業の方針を踏まえ、創造事業などの事業分類と、その右側にある事業展開に関連付けるために、そのような体系に基づきましてそのような表にしております。また、12 ページ下の段の括弧 2 の貸館事業のところでございますが、下から 2 つ目です。アドバイザーや提案を行い、活動を促進するや、その次ですが施設の活動促進による交流やにぎわいの輪を広げるといった内容を追加しております。15 ページをご覧ください。第 3 章施設管理運営計画の中で、毎週の定期休館について、市内の比較的規模が大きい津リージョンプラザは月曜日、白山総合文化センターとサンヒルズ安濃は火曜日の休館の為、それと重ならないように以前は水曜日としていましたが、週末の行事の仕込みなどの期間を確保するという観点から、前倒しする形を考えると共に、貸館の利用率が高い津リージョンプラザと休館日が重ならないようにということで、今こちらの火曜日を定期休館日としております。また、18 ページの中ほどでございますが、施設の申込手続きではインターネットの予約にも対応する旨追加しております。それから、24 ページでございます。今回は利用者、有識者、指定管理者、市職員で構成される「久居ホール管理・運営検討会」を設置、定期的に会議を開催するとしていましたが、市の文化行政に係る理念を指定管理者に伝え、適切な管理運営にと務めるという観点から、(仮称)戦略企画会議という名称で、これを月 1 回開催するという事としております。それから 28 ページでございますが、平成 28 年 10 月の管理運営検討委員会の中でも車いす対応について話が出たときに、ハードでなくてソフトで対応という話もございまして、この辺は管理運営計画に盛り込んでいきたい旨説明させていただいております。この点について大月アドバイザーからも記載について不十分であるというアドバイス

もいただいておりますことと、それと合わせて昨年の文化芸術振興基本法の改正も踏まえまして、こちら 5 の職員等の教育研修の項の上から 3 段目の段落ですが、10 行目になります。この段落の中で、ソフト、人的支援で対応できるよう職員の意識啓発や接遇などの研修や、誰もが利用しやすい施設となるようなサポートが行える体制を整えることについて、追加をしております。その次の 6 の市民参加につきまして、この項目を追加して、市民が事業や運営のサポートなど、ともに施設の目的を達成できる仕組みをつくり、文化振興の拠点となる施設としての位置付けの確立を目指すことを追加しております。それから、ページめくっていただきまして、30 ページでございますが、これは下の方です。4 の情報ラウンジの活用ということで追加しております。文化芸術などに関する幅広い情報の収集や創造活動の成果の発信、周辺の物産・商店などの地域情報、地域で活動する文化団体等の情報など、市内全域の情報を提供します。それから文化芸術活動等を行っていく際の相談ができる体制等を追加しております。また、32 ページから自主事業の収支構造 3 となっておりますが、次のページの 33 ページになります。こちらで寄付金、広告料など多様な手段での収入確保についての記載を追加しました。それと、37 ページになります。こちらにつきましてスケジュールが固まってきたということで、今後のスケジュールを追加致しました。変更点につきまして、説明は以上になります。

竹本委員長：ありがとうございます。前回からの変更点や追記についてご説明頂きました。

このことについてご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

山田委員：全然発想の違う点について発言します。久居ホールのある場所というのは、ここにも文学館との連携と書かれていますが、何かやるぞという目的のはっきりしないような人も寄って来られるような、そういう場所になっていないといけないのではないかと思います。なんだかんだと人の出入りがあったりするところという、そういうところでの、工夫なり配慮というのはどうされているのでしょうか。

事務局(山下)：まず建物の形というのがふるさと文学館の方に向けて大きな入口というか、庇を設けて他のイベントなど色々なことに使えるし、文学館との連携ということで、そちら側を主体に、開口部というか広い形にしております。それからエントランスロビーも色んな人が寄っておしゃべりしていけるような明るい空間となっております。それから外からも中の様子が見えるようにガラスのウォールもかかっておりますし、それぞれのアトリエなど色んな細かいお部屋については、中から見られたくないときは蓋ができますが、どんなことをしているのか見えるような工夫をしております。それと、このホールの事について私なりに考えていることは、今まで多くのホール、津市内のホールもそうですが、こういうピアノルームや音楽を練習するミュージックルーム、アトリエなど、こんなにたくさん装備されているというのは、少なくとも津市のホールの中にはない状況の中で、今後の劇場法のこ

とであったり、人材育成であったり、気軽に利用できるようなそういう意味で、この色んな小さな部屋を配置して、そういう工夫を建設の方でもしてあります。山田委員がおっしゃられたように、ふらっと寄っていただくことが大切ですし、カフェなどもそういう形で用意しておりますので、まさしくおっしゃられたように、何か用事がないけど時間あったらあそこ面白そうだから寄っていこうという、そういう空間にしていくという形で、考えておりますし、検討委員会でもご意見いただいて考えていきたいと考えております。

山田委員：2つあるのですが、1つは是非ふるさと文学館にも考え方を伝えて、連携となっているので、ふるさと文学館の運営の仕方も少し見直していただいて、そういう取り組みを是非していただいて、セットで機能していくようにお願いしたい。もう1つは今理事がご指摘のように、地域の年配の方も来るのですが、バンドルームなど色々あるとすると、他方で若者がたくさん来てくれないと困る施設だろうと思います。ミュージックルームを使うだけでなく、その前後にその辺で談笑したり、溜まっていたりできる、そういうようなことも生まれて来るような雰囲気ということも大事だろうと思っておりますので、是非色々ご検討いただきたいと考えます。

事務局(山下)：ありがとうございます。

竹本委員長：ここは図書館と隣接していて、そこをうまく利用すべきだろうと、そして本来図書館というのは音が出ないようにということでしたが、今はそうではないのです。

山田委員：そうです、変わってきています。

竹本委員長：お母さんが読み聞かせをしたり、子どもが来て声を出していたり、それから例えばホールの方で1か月後にこういうコンサートがある、あるいは公演があるというときに、それにまつわる本を全部出してきてそれが事前に読めるように、すごく相乗効果が期待できます。

事務局(山下)：そういうことも考えております。

事務局(小柴)：その旨は、先程の情報ラウンジの活用の中にも久居ふるさと文学館との連携をした事業を行う際の展示スペースとするということで、上手く連携した形での活用として、先程お話があったように公演のものを事前に図書館から全部出してきたということも、その辺は折角あるものをうまく活用出来ればということを考えております。

事務局(山下)：ここはこうやって書いてあるけど具体的にどんなイメージなのかということは、私が担当にも話したことがあるのですが、おっしゃっていただいたようなこともありますし、読み聞かせ等そういうこともやっていき、色んな連携の仕方があるのでこれだけという事でもないかとは考えておりますので、こんなことして欲しいというご意見も、後々オープンしてからもあろうかと思っておりますので、その辺工

夫してより一体として出来るようにしたいと考えております。

山田委員：本当に委員長がおっしゃったように、今図書館は本当に変わってきています。つい2、3日前の新聞に掲載されていたのですが、図書館で写真を撮るイベントをやる、つまり図書館の書架に青い色で何か置いて、それをバックにみんな写真撮り合うイベントを実施したというのです。このようなことを図書館でやって、それでまた人がたくさん寄ってくるなど、今までの図書館と全然違うアクティブな形になってきているので、是非考えてもらって、ホールとうまく連動すれば良いと思います。

竹本委員長：本当に公立施設の指定管理も当初始まった頃は、管理経費をいかに削減するかということでしたが、そうではなくてある程度行政もお金を出しながら、その施設を利用して地域住民の為にどういう提案を出してくるかということに非常に重きを置いています。ただそれだけではなく、それをしたら評価がどうだったか。では次の指定管理は5年後にどう繋がるのか、そこまではよく指定管理業者の皆さんも分かっていますし、素晴らしいものを出してくると思いますよ。すみません、私が見ればばかりで。他に、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

大月アドバイザー：もしお持ちでしたら、これは前回の委員会での資料11というのがありますので、それをご覧いただければ良いのですが。先程「大月アドバイザーから」という市の発言が何度かあったのですが、私が色々そこでお手伝いしたのは、前回の委員会、今年度最初の管理運営検討委員会ですよね、昨年度までに了解があった管理運営計画に対して、山下理事が整備基本計画に従った構成につくり直すということで、大幅に構成を変えられたことが一つあって、その整合表ではないですが、どういうふうに変ったかというのが、その資料11を見ていただければ分かると思います。先程私のコメントを踏まえて諸々直していただいたということだったので、踏まえていただけていない部分が結構ありまして、そこに最初から今日発言させていただいている劇場法絡みで非常に大きな問題がありますのでそれだけ少し簡単にご説明をさせていただきます。まず今回の管理運営計画の5ページをご覧ください。施設の構成表として4ページからどういう室があるかという、「施設の主な機能」という表がありまして、その5ページ目はその2ページ目にあたるのですが、一番上に多目的アートルーム、先程話題に挙がったスタジオがあるのですが、これを前回委員会の資料11の管理運営計画の9ページと対応させていただくと良く分かるのですが、前回の表でも多目的アートルームは既に告知されているように名称変更がされているのですね。それに対して右側にある、それがどういう部屋であるかというのを説明している項目が、前回の委員会だと一番上に「小規模の音楽、演劇、舞踊等の公演」「集会、講演会等」「ホールのリハーサル」「練習」とあって、最後に「絵画、書、写真、工芸等の展示」となっています。そして今回のものは、最後に書いてあった「絵画、書、写真、工芸等の展示」が今

回一番上にきていて、これは趣旨替えに他ならないですよ。それで本当に劇場法の要として考えられているスタジオをそういうような扱いをして大丈夫なのかということがまず1つですね。前回の資料11の方を色々見ていただくと、後半38ページ、39ページあたりを見ていただくと、「おおよその人員数のイメージ」というのが出てきます。これは今回カットされています。これは結構大事なので、入れた方が良いでしょうとアドバイスさせていただいているのですが。

事務局(山下)：今の計画書では25ページのところでですね。

大月アドバイザー：はい。人員数のところを見ていただくと、「前述の内容に配慮し、最小限の体制として検討すると、概ね下表の人数が必要になると想定されます。」となっていて、合計23名というふうに算出されているのです。先ほど確認をさせていただきましたが事務室、今12人で想定されていて、ただ23人のうち舞台技術者が6名として計算されていますので、この表によりますと17人スタッフがいることになっていて、それに対して今12人の事務室になっているということです。それもここに「最低限の体制として検討すると」と書かれていて、本当にそれで事業が出来るのでしょうかという心配がある。それは会議室の面積やバッファとしての話も関連してくる話です。私の方として、先程読み上げていただいた名称の公募の話以外にこのプロジェクト自体について少し危惧するメールを事務局に送らせていただきます。「劇場法に基づく施設」というコンセプトが破綻する恐れがあるという話と、「新しい指定管理」という、指定管理者と市がなるべく連携してというその「新しい指定管理」が破綻するのではないか、その2つの恐れがあるという危惧を示しました。それがかなり実際危ぶまれると思います。昨日建設検討委員会があったのですが、靱山委員、実際に長久手(文化の家)の運営に関わられている方が、「この後アクションプランをつくられるのですか。」という質問をされて、それはある意味で「まだこれ(管理運営計画)曖昧ですよ」ということで、市と指定管理者が協働するということを言っているが、どこまでを市がやって、どこまでが指定管理者がやるのかというのが明確でなくて、その状態で指定管理者選定に行けないとすると、その前にもう少し具体化する必要がありますというニュアンスだったと思うのですが。「新しい指定管理」というのは「劇場法に基づく施設」、それを裏付けるようなもので、その部分で「劇場法に基づく施設」というコンセプトをいかに実現していくかということがすごく薄い状況になっている。以前書かれていた部分すら削られているということに関して「大丈夫ですか」というコメントをさせていただきます。

竹本委員長：今コメントはコメントとして受け止めていただいて、最終的には来月の全体の合同の中で決めていただければと思います。

事務局(山下)：今大月アドバイザーに言われたことについて、昨日も同じ意見をいただいて、まず職員数の記載が今回ないということについては、計画に職員数をがっちり書

いて固定していくというのはどうかという話があり、昨日アクションプランをつくるという話も含めて、指定管理者を公募していくにあたっては、簡単なものではなくて色々要求水準であるとか、最近ではリスク分担や役割分担ということもクローズアップされていますので、そこもきちんをつくった上で、公募をしていきます。職員数についてもここにこういう形の計画で、こういう事をしてくださいと自主事業などもあります、これをどういう形でやっていくかということも、逆にノウハウのご提案もあるかと思しますので、そういったことも含めて職員数ももっといるという話も出てくるかもしれません。その辺は要求水準などつくっていく中で整理していくものだと考えておりますのと、劇場法に基づくというお話も、まさしく劇場法に基づく施設としてありたいということで、この計画で、今の津市ですと貸館を中心しておりますが、整備基本計画で示しました方向性に従ってこういう具体的な事業をしていきたいと思いますこの計画でも11ページ以降に書いてあります。片や一方では久居地域のホールとしての地域ホールの役割もありますし、やはり地元の方に日頃から利用していただくということも大切なので、そういったことも含めて。ただ全市的なホールとして役割を担うということで、ここで書かれている人材育成やアウトリーチであるとか、そういうことに関しては山田委員からもありましたように、他のホールとの連携ということも進めていく中で津市全体のエリアの文化振興につながる施設にしていきたいという考えでありまして、その中でもこのホールは拠点になると考えております。色々アドバイスもいただいておりますので、私どももそういう思いでやって参ります。

竹本委員長：はい、よろしく願いいたします。当初市長さんが出てきて来たときは、指定管理になるのか直営になるのか当初ははっきりしませんでした、これで指定管理になるということで、この規模ですとやはり職員が6、7人プラス、4、5人のパートさんを窓口業務等で雇って、あと裏の舞台関係が3人ぐらいの規模ですよね。それは市としていくら予算が出せるのか、予算の問題です。予算が出せなければ、指定管理を受けるところはそれで削ってくるでしょう。例えば名古屋市の事業団は300、400のホールが16ありますけれども、館長さんは2館掛け持ちです。その下の副館長ぐらいの方が、どれだけ劣悪な条件で就業しているかというのは、本当に想像を絶するような給料です。それでなければ指定管理が取れない。そういうことから言うと、やはり色々ご意見がありました、津市としてどれだけ予算が出せるのかという、市長の一声でやっていただかないと。最近国でも外国から色んな方が来てお話しされるのは、文化、芸術、教育、スポーツ、それが一緒くたになって来ています。行政でもそうですが。その次に観光を付けて来るのですよ。この前もベトナムの教育文化省スポーツ観光の副大臣が、女性ですが9人ぐらい省庁の役人と一緒に、あと大学の先生方、文化関係の人達を連れてきましたが、やはり観光を非常に重要視していて、当然そこには経済もすべて繋がっていて自国の教育も

全部繋がっているのですよね。ですから、そういった意味でただ施設を建てるだけではなく、地域の方がおっしゃるように観光まで含めて地域がどう活性化していくかということを考えることの方が大事なのかもしれません。そうすると、自然に今までやっていた創造性のあることに使っていただけるなど活性化していくと思います。

事務局(山下)：まさしく、文化振興基本法でもそういう趣旨で改正がなされているということでうちのこのホールの建設というのは、単にホールをつくって文化芸術だけということではなくて、地域再生、地域の活性化も含めて取り組む事業と言い続けておりますので、しかし、やはりこのホールに多くの人々が来るようにしなければ何も始まらないということでもありますので、やはりその辺は日頃の気軽に利用できる仕組みや、他からも来ていただけるような施設にしていかないと、会館をつくらただけだという話になってしまいますので。

山田委員：そうすると、指定管理はこの32年の開館の時から指定管理開始ということでしょうか。

事務局(山下)：最終的には条例をあげていくという手続きの後の話になるのですが、指定管理をする場合は施設の設置条例に指定管理をしていく旨をまず書いていく必要があります。それが議会でお認めいただけたら次の手続きとして公募をしていきます。そして最終的にプレゼンなど色々な中で選考して、それで最終的にこの方々に指定管理としてお任せしたいという業者を決めて、それをさらにまた議会の方でご承認をいただくという手続きがあります。32年6月にオープンという形で今やっておりますので、事前の受付でありますとか、オープニングイヤーというのはすごく大事なことでありますので、そういった取り組みを行政としても主催事業で色々と、先程おっしゃられた久居の高通公の350年の事業などありますし、指定管理者としても色々な公演等をしていく準備というのは必要ですので、1年位前には色々オープニングに向けてしていくのかなという考えでございます。同じようにメッセウイングも、元々の施設がありましたが、それに加えてサオリーナの管理運営は直前に委託する形ではなくて、事前のオープニングに向けてどうしていくかという準備期間を含めて前倒しで指定しておりますので、そういった形になると考えております。

大月アドバイザー：今日「劇場法に基づいて」というような形で、色々な項目についてコメントをさせていただいたのですが、劇場法はご承知の通り、一部の愛好家の為だけではなく、今日も色々出てきましたが、若い人達やさらに高齢者の方、障害者の方、全ての国民にとって文化芸術が意味を持つということで、つまりは全ての市民の方たちにサービスができるかどうかということが非常に重要です。「劇場法に基づく」ということが守れるかということが、今後縮退社会で、また少子高齢化で財政圧迫をしていく中で今回の施設の生命線になっていくと思います。生命線になるとい

うことに関連したデータを一つお示しますと、旧久居市民会館の面積表を確認しましたが、3,770 m²くらいです。今回、最終的に何平米くらいになるのですか、当初7,000 m²くらいでしたが。

事務局(水谷)：6,060 m²です。

大月アドバイザー：倍にはなっていませんが、かなり膨らんでいます。まさに劇場法に基づいて市民全般にサービスをするということでコンセンサスが得られたからこの規模が認められているという話なので、その部分が薄まってしまうとなぜそのような大きな施設をつくったのかという話になってしまう。踏ん張っていただいて、是非市民全般にサービスをするような施設にさせていただきたいと考えております。

竹本委員長：他にはよろしいですか。それでは、その他ということで、事務局の方から何かございますか。

事務局(小柴)：その他の方ですが、次回の検討委員会についてということで、今後のスケジュール等ご説明申し上げます。まず、こちらの管理運営の計画書につきましては、昨日、今日と委員会でいただいた意見を元に、事務局で再修正を加えていきたいと考えております。次回の検討委員会は、すでに日程調整をさせていただいております。冒頭で理事が申し上げましたように、3月27日の火曜日、午前11時から開催させていただきますので、ご出席をまたお願いいたします。そして、建設検討委員会につきましては、建設工事の目途も立ちましたので、次回の検討委員会で一区切りということで考えております。また、こちらの管理運営検討委員会につきましても、次回の検討委員会で区切りをつけ、議会の協議会を経て計画策定につなげていきたいと考えております。本日お示しました資料5の管理運営計画につきましては、また何かご意見等ございましたら、1週間ぐらを目途に事務局の方にご意見等お寄せいただければと考えておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

事務局(山下)：どうぞよろしくお願い致します。

加藤委員：すみません、その他になってしまいますが、今度久居地域でホールの説明会が3月17日にされると思うのですが、それについてのことも含めて次回の検討委員会でまた報告していただいてという形になるのでしょうか。その場で出た意見とか、このようなことがありましたという内容はどうなるのですか。

事務局(山下)：3月17日は大きな工事すると事前に騒音や色々なことについて、車がたくさん通るといような、そういう趣旨の説明会ですので、建設や管理運営に関連することもあればご報告申し上げますが。

加藤委員：また意見も出て来るかと思しますので、またその辺も含めてご報告いただけたらと思います。

竹本委員長：他にはございますか。よろしいですか。それでは、本日の議事は以上でございます。ありがとうございました。事務局にお返しします。

事務局(山下)：色々とありがとうございました。また、色々とアドバイスいただけたらと思いますのでよろしくお願い致します。

事務局(岡田)：竹本委員長ありがとうございました。以上をもちまして、会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。